

前橋市市税条例の改正について（議案第 88 号）

市民税課

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 個人市民税

ア 児童扶養手当の支給を受けている児童（父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるもの）の父又は母のうち、前年の合計所得金額が 135 万円以下であり、かつ、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者（単身児童扶養者）を非課税措置の対象に追加する。

イ 給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者である場合に、扶養親族等申告書にその旨を記載するものとする。

(2) 軽自動車税

令和 3 年度又は令和 4 年度に最初の車両番号の指定を受けた、三輪以上の電気軽自動車等のうち、乗用の自家用のものに対する種別割の税率について、グリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年間延長し、それぞれ令和 4 年度分又は令和 5 年度分に限り、軽減する。

3 施行期日

2 の(1)のイ 令和 2 年 1 月 1 日

2 の(1)のア 令和 3 年 1 月 1 日

2 の(2) 令和 3 年 4 月 1 日